

旭川医科大学放射線障害予防委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学放射線障害予防委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学放射線障害予防委員会規程（平成16年旭医大達第33号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 放射線部長</p> <p>(2) <u>大学</u>及び病院の放射線取扱主任者</p> <p>(3) <u>大学</u>及び病院の放射線取扱副主任者</p> <p>(4) 研究技術支援センター長</p> <p>(5) 健康管理医</p> <p>(6) 総務課長</p> <p>(7) 学生支援課長</p> <p>(8) その他学長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第8号の委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年5月9日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>原子力規制委員会に届け出る放射性同位元素研究施設の事業所名称を大学の改組に伴い変更したため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 放射線部長</p> <p>(2) <u>医学部</u>及び病院の放射線取扱主任者</p> <p>(3) <u>医学部</u>及び病院の放射線取扱副主任者</p> <p>(4) 研究技術支援センター長</p> <p>(5) 健康管理医</p> <p>(6) 総務課長</p> <p>(7) 学生支援課長</p> <p>(8) その他学長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第8号の委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>